年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 27 年 10 月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500322号 厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500127号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年6月21日から同年5月31日に訂正し、昭和54年5月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和54年5月31日から同年6月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及 び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎とな る被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和54年5月31日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年5月31日から同年6月21日まで

厚生年金保険の記録では、C社D事業所での資格喪失年月日が昭和54年5月31日に、A社B事業所での資格取得年月日が同年6月21日になっているため、被保険者になっていない期間がある。関連会社への転勤であり、請求期間も継続して勤務していたので、当該期間について被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社D事業所及びA社B事業所の人事情報を保管しているE社が提出した請求者の労働者 名簿及び請求期間に係る雇用保険の記録から判断すると、請求者は、請求に係るグループ会社 に継続して勤務し(C社D事業所からA社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、E社によると、請求期間当時、請求者は上記B事業所の勤務であった旨回答していることから、同社の資格取得年月日を昭和54年5月31日とすることが必要である。

さらに、昭和54年5月の標準報酬月額については、上記B事業所に係る昭和54年6月の厚生年金保険の記録から14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、昭和54年5月31日から同年6月21日までの期間について、請求者のA社B事業 所における厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、 また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、 請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が健康保険組合の記録における資 格取得年月日と同日であることから社会保険事務所及び健康保険組合の双方が誤って記録し たとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格 取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年5月の厚生年金保険料に ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。